

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第12-101号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12-3号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表			別表		
機 関	職		機 関	職	
本庁	(略)		本庁	(略)	
	教育委員会 事務局	教育次長 政策監 課 長 室長 企画主幹 課長補佐 (総務課関係) 参事 職員係長 給与 係長 副参事(法規審査 に関する事務を行うもの に限る。) 職員係の主 査、主任及び主事(人事、 職員団体に関する事務 を行うものに限る。) 給 与係の主査及び主任 主査及び主任(法規審査 に関する事務を行うもの に限る。) (義務教育課関係) 参事 管理企画係長 管理第1係長 管理第 2係長 管理主事 (高等学校教育課関係) 参事 審査調整・奨学金 係長 管理係長 管理 主事 審査調整・奨学金 係の職員団体に関する事 務を行う主査、主任及び 主事		教育委員会 事務局	教育次長 政策監 課 長 室長 企画主幹 課長補佐 (総務課関係) 参事 職員係長 給与 係長 副参事(法規審査 に関する事務を行うもの に限る。) 職員係の主 査、主任及び主事(人事、 職員団体に関する事務を 行うものに限る。) 給与 係の主査及び主任 主 査及び主任(法規審査に 関する事務を行うものに 限る。) (義務教育課関係) 参事 管理企画係長 管理第1係長 管理第 2係長 管理主事 (高等学校教育課関係) 参事 審査調整・奨学金 係長 管理係長 <u>企画 振興係長</u> 管理主事 審査調整・奨学金係の職 員団体に関する事務を行 う主査、主任及び主事
本庁以 外の機 関	(略)		本庁以 外の機 関	(略)	
	農業総合研 究所食品研 究センター	センター長 総務課長		農業総合研 究所食品研 究センター	センター長 総務課長
	農業総合研 究所中山間 地域農業研 究センター	センター長		農業総合研 究所高冷地 農業技術セ ンター	センター長
			農業総合研 究所中山間 地農業技術	センター長	

農業総合研究所佐渡農業技術センター	センター長
(略)	
生涯学習推進センター	所長 次長
(略)	
中等教育学校	校長 教頭 事務長
(略)	
備考 (略)	

センター	
農業総合研究所佐渡農業技術センター	センター長
(略)	
生涯学習推進センター	所長 次長
少年自然の家	所長 次長
(略)	
中等教育学校	校長 教頭 事務長
新潟県立幼稚園	園長 教頭
(略)	
備考 (略)	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。